

## 安全データシート

改訂日:2022年6月6日

## 1. 製品及び会社情報

化学品の名称

水酸化カリウム溶液

\*このSDSが適用する製品名は別表1を参照。

会社名

米山薬品工業株式会社

住所

大阪市中央区道修町2丁目3番11号

電話番号

(06)6231-3555(大阪・本社)

(03)3246-2311(東京) (0268)22-5910(上田)

(052)504-2221(名古屋) (082)537-0290(広島)

整理番号

CC0012S

## 別表1 当SDSの適用品名一覧

1mol/L水酸化カリウム溶液

0.5mol/L水酸化カリウム溶液

0.1mol/L水酸化カリウム溶液

## 2. 危険有害性の要約

GHS分類

別表2 各水酸化カリウム溶液の濃度とGHS分類及びラベル要素対照表

GHS分類及びラベル要素	水酸化カリウム溶液 濃度 (品名)	1mol/L水酸化カリウム溶液 0.5mol/L水酸化カリウム溶液	0.1mol/L水酸化カリウム溶液
健康に関する有害性	皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分1	区分1
	眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	区分1	区分1
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1 (呼吸器)	
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1 (呼吸器)	
ラベル要素	絵表示又は シンボル		
注意喚起語	危険		
危険有害性情報 (コードのみ)	H314 H318 H370 H372		H314 H318
注意書き <sup>(※1)</sup> (コードのみ)			
【安全対策】	P260 P264 P270 P280		P260 P264 P280
【応急措置】 <sup>(※2)</sup>	P301+330+331 P303+361+353 P305+351+338 P308+311 P310 P314 P363		P301+330+331 P303+361+353 P305+351+338 P310 P363
【保管】 <sup>(※2)</sup>	P405		
【廃棄】 <sup>(※2)</sup>	P501		

※1)表中にて、危険有害性情報と注意書きはコードのみ記載しております。各コードに割り当てられた文言は、下記をご参照ください。

※2)SDS及びラベル記載の危険有害性情報・注意書きについて、弊社の製品管理方法、弊社製品の化学的性質に基づき、GHSガイダンスに従い、コードの文言を省略又は変更する事があります。

危険有害性情報

重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷 (H314)

重篤な眼の損傷 (H318)

呼吸器の障害 (H370)

長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害 (H372)

注意書き

【安全対策】

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)

取扱い後は手などをよく洗うこと。(P264)

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)

【応急措置】

飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

皮膚又は髪に付着した場合、直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。(P303+361+353)

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+351+338)

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師の連絡をすること。(P308+311)  
直ちに医師に連絡すること。(P310)

気分が悪いときは、医師の診断／手当を受けること。(P314)

汚染された衣類を再使用する場合は洗濯すること。(P363)

#### 【保管】

容器を密閉し、涼しく換気の良いところで保管すること。

施錠して保管すること。

#### 【廃棄】

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

### 3. 組成、成分情報

#### 化学物質・混合物の区別

化学名又は一般名

慣用名又は別名

化学式

化学物質を特定できる一般的な番号

濃度又は濃度範囲

官報公示整理番号(化審法、安衛法)

混合物

水酸化カリウム溶液

苛性カリ溶液

KOH〔水酸化カリウム〕

CAS RN : 1310-58-3

①水酸化カリウム, ②水

※各製品の含有量は、別表3. 濃度表を参照

(1)-369

別表3.濃度表

表示濃度	成分①	※1 含有量 (重量%)	成分②	含有量
1mol/L	水酸化カリウム (CAS RN 1310-58-3)	5.4%	水 (CAS RN 7732-18-5)	残り
0.5mol/L		2.7%		
0.1mol/L		0.56%		

※1 労働安全衛生法(表示又は通知物質):濃度1%以上が該当します。  
製造は水酸化カリウム(CAS RN 1310-58-3)を水に溶解しています。

### 4. 応急措置

#### 吸入した場合

被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

#### 皮膚に付着した場合

石けん水、水で十分洗い流す。

医師の診断を受ける。

#### 眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

医師の診断を受ける。

#### 飲み込んだ場合

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

医師の診断を受ける。

### 5. 火災時の措置

#### 適切な消火剤

燃焼性はない。周辺火災に適した消火剤を用いる。できれば容器を安全な場所に移動する。不可能の場合は周辺に水をかけ冷却する。

使ってはならない消火剤

周辺火災に適した消火剤を用いる。

特有の危険有害性

該当情報なし。

特有の消火方法

該当情報なし。

消火を行う者の保護

消火活動は風上から行い、有毒なガスの吸入を避ける。状況に応じて呼吸保護具を着用する。

### 6. 漏出時の措置

#### 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

作業の際には適切な保護具を着用し、風上から作業して風下の人を退避させる。

#### 環境に対する注意事項

河川等へ排出され、環境への影響を起こさないように注意する。

#### 封じ込め及び浄化の方法及び機材

乾燥砂、おがくず、ウエス等に吸収させて、空容器に回収し、後は多量の水で洗い流す。

### 7. 取扱い及び保管上の注意

#### 取扱い

技術的対策(局所排気、全体換気等)

『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

#### 安全取扱注意事項

『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。

空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。

接触、吸入又は飲み込まないこと。

屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

接触回避	『10. 安定性及び反応性』に示す混触危険物質との接触を回避する。
保管	
安全な保管条件	保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。 施錠して保管すること。 ポリエチレン
容器包装材料	
8. 暴露防止及び保護措置	
許容濃度等	
管理濃度	未設定
日本産業衛生学会	最大許容濃度 2mg/m <sup>3</sup> (水酸化カリウム)
ACGIH	TLV-TWA 2mg/m <sup>3</sup> (水酸化カリウム)
設備対策	作業場には防爆タイプの全体換気装置、局所排気装置を設置すること。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
保護具	
呼吸器の保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。
目の保護具	適切な眼の保護具を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	適切な保護衣を着用すること。
9. 物理的及び化学的性質	
物理状態	液体
色	無色澄明
臭い	該当情報なし。
融点/凝固点	該当情報なし。
沸点又は初留点及び沸点範囲	不燃性
可燃性	不燃性
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	不燃性
引火点	不燃性
自然発火点	該当情報なし。
分解温度	該当情報なし。
pH	水溶液は強アルカリを呈する。
動粘性率	該当情報なし。
溶解度	水と任意の割合で混和する。
n-オクタノール/水分配係数(混合物の場合略可)	該当情報なし。
蒸気圧	該当情報なし。
密度及び/又は相対密度	該当情報なし。
相対ガス密度	該当情報なし。
粒子特性	該当情報なし。
10. 安定性及び反応性[水酸化カリウムとして]	
反応性、化学的安定性	法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。 水に発熱して溶解する。
危険有害反応可能性	酸との混触により発熱する。 熔融苛性カリは水と激しく反応し、アルミニウム、チタン、亜鉛、及びそれらの合金と反応して引火性、爆発性の水素ガスを発生する。 亜鉛、アルミニウム、クロム等金属と混触すると可燃性ガス(水素)を発生する。
避けるべき条件	溶解又は希釈する時は必ず水の中にこの物質をゆっくり加えること。 熱、湿気、混触危険物質との接触を避ける。
混触危険物質	水、酸、アルミニウム、チタン、亜鉛、及びそれらの合金、クロム。
危険有害な分解生成物	強熱により酸化カリウムと水素を発生する。
11. 有害性情報	
急性毒性	経口 : [水酸化カリウムとして]priority 1 に記載されているラット、LD50値の統計計算値が284mg/kgであったため区分3に分類した。 水溶液はガイダンスに従い、加算式(=100*284mg/kg/濃度)により分類した。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	[水酸化カリウムとして]ウサギによる試験で腐食性、ヒトに対して腐食性の記載があり、国連分類クラス8、容器等級II に分類されていることより区分1Bに分類した。 水溶液は強塩基であり、加成方式を利用せず分類した。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	[水酸化カリウムとして]ヒトに対して不可逆な障害があり、ウサギの試験で腐食性の記載あり、皮膚腐食性/刺激性のGHS 分類が区分1Bであることより区分1に分類した。 水溶液は強塩基であり、加成方式を利用せず分類した。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	呼吸器: 該当情報なし。(分類できない)

生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性(単回暴露)	皮膚 : [水酸化カリウムとして]モルモットの試験で陰性の記載があり、ヒトの報告はないが、カリウムイオンとヒドロキシドイオンも生体内に存在するので皮膚感作性の原因とはならないの記載より区分外とした。
特定標的臓器毒性(反復暴露)	該当情報なし。(分類できない) 該当情報なし。(分類できない) 該当情報なし。(分類できない) [水酸化カリウムとして]粉じん又はミストを吸入ばく露すると鼻、気管気管支に熱傷等の障害を起こし、肺水腫にまで至る。の記載により区分1(呼吸器系)に分類した。 水溶液は、混合物の分類基準となるカットオフ値 1%を鑑みて分類した。 [水酸化カリウムとして]ヒトについては、本物質の粉じん、ミストの吸入によって起こる障害は、主に上部気道の炎症であり、慢性的な作用によって鼻中隔に潰瘍を生じることが注意されている。ただし、気中濃度と障害発生に関する調査・研究の報告はない(産衛学会許容濃度の提案理由書(1978))。粉じんあるいはミストのばく露によって、おそらく眼及び気道の刺激、鼻中隔の病変を生じる(ACGIH (7th, 2001))。 以上のように十分な情報はないが、本物質は、アルカリ性物質であり吸入により呼吸器に炎症性の影響を起こすことは明白であることから、区分1(呼吸器)とした。 なお、ヒトについて症例報告、疫学調査の情報が得られなかったものの、上記情報源の記載を採用したことから、旧分類と分類結果が異なった。
誤えん有害性	水溶液は、混合物の分類基準となるカットオフ値 1%を鑑みて分類した。 [水酸化カリウムとして]本物質を非意図的又は自殺目的で経口摂取した死亡例で、死因の一部に食道から気管への誤嚥、肺炎などがある(ACGIH (7th, 2001))との記述、及びアルカリの気道への誤嚥は喉頭、気管・気管支、肺に致命的な傷害を生じる(SIDS (2004))との記述から、本項は区分1とした。 水溶液は、混合物の分類基準となるカットオフ値 10%を鑑みて分類した。
12. 環境影響情報 生態毒性	短期: (急性) 該当情報なし。(分類できない) 長期: (慢性) 該当情報なし。(分類できない)
残留性・分解性 生体蓄積性 土壌中の移動性 オゾン層への有害性	該当情報なし。 該当情報なし。 該当情報なし。 当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。(分類できない)
13. 廃棄上の注意 化学品, 汚染容器及び包装の安全でかつ環境上望ましい廃棄, 又はリサイクルに関する情報	都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理する。廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。 空容器の処理を委託する場合は、内容物を完全に除去すること。
14. 輸送上の注意 国連番号 品名(国連輸送名) 国連分類 副次危険性 容器等級 輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策	1814 水酸化カリウム (液体) クラス8(腐食性物質) ー II 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。 重量物を上積みしない。
国内規制がある場合の規制情報 陸上輸送 海上輸送 航空輸送 応急措置指針番号	消防法の規定に従う。 船舶安全法の規定に従う。 航空法の規定に従う。 154
15. 適用法令 化審法 化学物質管理促進法(PRTR法) 毒物及び劇物取締法 労働安全衛生法	<b>各水溶液の該非は別表4.法規制該非一覧を参照して下さい。</b> 特定化学物質には該当しない。 指定化学物質には該当しない。 劇物(第2条別表第2)[水酸化カリウム](濃度5%以下のものを除く)名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物(第57条及び施行令18条、第57条の2及び施行令18条の2)[水酸化カリウム](濃度1%未満のものを除く。)危険物には該当しない。 疾病化学物質(第75条第2項 施行規則第35条別表第1の2第4号の1)
消防法 労働基準法	消防法の規定に従う。 労働基準法の規定に従う。

水質汚濁防止法  
 海洋汚染防止法  
 船舶安全法  
 港則法  
 航空法

指定物質(施行令第3条の3)  
 有害液体物質(Y類)(施行令別表1)(溶液)  
 腐食性物質(危規則第2条危険物告示別表)  
 腐食性物質(施行規則第12条危険物の種類を定める告示別表)  
 腐食性物質(施行規則第194条)

別表4.法規制該当非一覧

表示濃度	重量%濃度	毒物劇物 取締法	労働安全衛生法	
		劇物	名称等を表示 すべき有害物	名称等を通 知すべき有害物
1mol/L	5.4%	該当	該当	該当
0.5mol/L	2.7%	非該当	該当	該当
0.1mol/L	0.56%	非該当	非該当	非該当

16. その他の情報  
 参考文献

NITE-CHRIP(製品評価技術基盤機構HP)  
 16615の化学商品(化学工業日報社)  
 職場のあんぜんサイト(厚労省HP)

記載内容のうち、含有量、物理／化学的性質等の数値は保証値ではありません。危険・有害性の評価は、現時点で入手できる資料・情報 データ等に基づいて作成しておりますが、すべての資料を網羅した訳ではありませんので取り扱いには十分注意して下さい。